

生活の中で てる 音に き 気をつけて ください

あなたが 家に いるとき、まわりに 住んでいる 人の
音楽やテレビの音、足の音、椅子を動かす音が

うるさいと思ったことは ありませんか。

生活の中で てる うるさい 音や声は 生活騒音 です。

生活騒音は あなたも まわりに 住んでいる 人も 嫌いです。

生活の中で てる 音に 気をつけて ください。



次の音に 気をつけて ください

©2014 大阪府もずやん

家で 使う 機械

掃除機、洗濯機

朝早い 時間や 夜遅い 時間に 使わない。

エアコン(冷房)の 室外機

<外に置いている エアコンの 機械> など

音がする 機械を 外に 置くとき
場所や 向きに 気をつける。
使うときは、音を 確認する。



音を出す機械・楽器

テレビ、音楽を きく 機械

朝早い 時間や 夜遅い 時間は、
音を 小さくする。イヤホン、ヘッドホンを 使う。

ピアノなどの 楽器

使う 時間に 気をつける。
窓や ドアを 閉める。



生 活

ドアの 音

静かに 開ける。静かに 閉める。

足の 音、子どもが 走る 音

床に マットを 敷く。

話をする 声

大きな声で 話さない。

窓や ドアを 閉める。



そ の 他

空気を 入れ換える とき

窓を 開けて 空気を 入れ換えるときは、
音が 外に でないようにする。

車の エンジン

必要が ないときは 止める。

ペットの 声

鳴かないように 教える。家の中で 飼う。



集合住宅 <たくさんの人が住んでいる建物> では 静かにしてください

あなたが家で聞く 音楽やテレビの音、家で話す声、足の音で、
まわりに 住んでいる人が 困るかもしれません。
マンションなどの 集合住宅では まわりに 住んでいる人が
あなたの音に 困らないように 気をつけてください。



生活騒音で困ったとき

- 国や大阪府は生活騒音の決まりを作っています。
生活騒音は、あなたやまわりに住んでいる人が協力して、
生活騒音のことで困らないようにしてください。
- まわりに住んでいる人がうるさいとき
「静かにしてほしい」とお願いしたあと
も、うるさいかもしれません。
まわりに住んでいる人に静かにしてほしいときは、家主<家を貸してくれた人>などに相談してください。
- まわりに住んでいる人に「うるさい」と言われたとき
音を小さくしてください。
音を出す時間を変えてください。
静かにできないときは家主<家を貸してくれた人>などに相談してください。

あなたとまわりに住んでいる人で話ができないとき

専門の先生に相談できます。

- 法律について相談するところ（お金がいるかもしれません）
- 市町村などが行う無料法律相談
○日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪）
- 裁判外の紛争解決手続（ADR）<裁判をしない方法>を使う（お金がかかります）
- 裁判所の民事調停
○法務大臣認証事業者<かいけつサポート>
▶公益社団法人 民間総合調停センター
▶マンション紛争解決センター® など

大阪府ウェブページの紹介

生活騒音について相談するところなどの情報があります。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/seikatsu.html>

